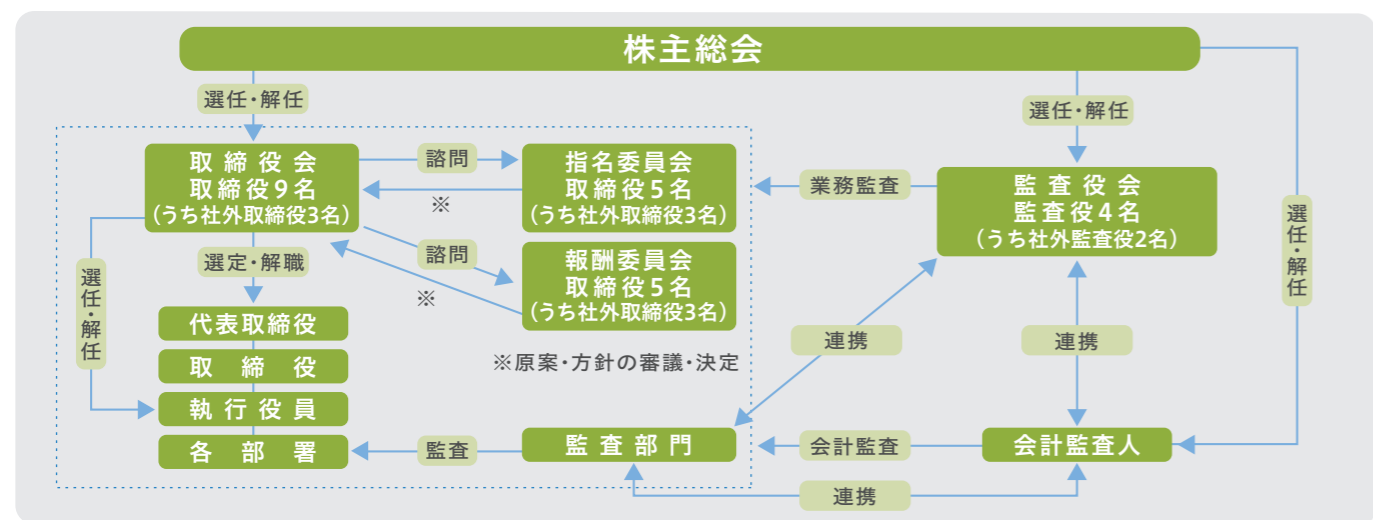


ガバナンス Governance

KOITOは、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性を図る等、「コーポレート・ガバナンス」の充実をマテリアリティ(優先課題)の一つと定めています。

コーポレート・ガバナンス

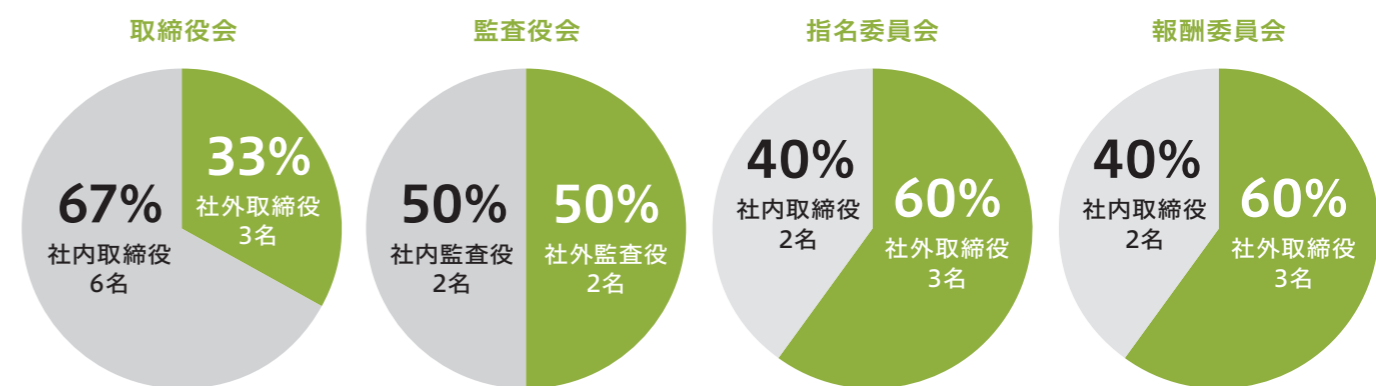


	取締役会	監査役会
構成	 取締役9名(社内6名+社外3名)議長は代表取締役社長	 監査役4名(社内2名+社外2名)
開催頻度	原則月1回	年8回(2021年度実績)
機能	法令・定款に定められた事項をはじめ、「取締役会規程」で規定されている事項に関して審議・報告・決定を行い、取締役の業務執行を監督。	取締役会その他重要な会議、委員会への出席、重要な決裁文書の閲覧等、取締役の職務執行状況を監査する他、内部統制システムの構築・運用の状況を監視。
体制	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視。 ●常勤取締役及び執行役員にて構成される常務会(議長は社長)を、原則月3回開催、職務執行状況の報告、及びフォローを実施。 ●新たな取り組みを始める際は、常務会を経て取締役会の承認を得るなど、ガバナンス体制を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ●常勤監査役は、取締役会のほか、常務会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視。 ●内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的にミーティングを行う等連携を密にし、監査機能を向上。

出席メンバー(2022年6月29日現在)

		取締役会	監査役会	指名委員会	報酬委員会
取締役	代表取締役会長兼CEO	大嶽昌宏	○	◎	◎
	代表取締役社長兼COO	加藤充明	◎	○	○
	代表取締役副社長	有馬健司	○		
	代表取締役副社長	内山正巳	○		
	専務取締役	小長谷秀治	○		
	専務取締役	草川克之	○		
	社外取締役	上原治也	○	○	○
監査役	社外取締役	櫻井欣吾	○	○	○
	社外取締役	五十嵐チカ	○	○	○
	常勤監査役	菊地光雄	○	◎	
	常勤監査役	榊原公一	○	○	
	社外監査役	鈴木幸信	○	○	
	社外監査役	木目田裕	○	○	

社外役員比率



取締役会での主な報告・議案件数(2021年4月~2022年3月:12回)

	議案	報告	合計	割合
経営戦略・サステナビリティ・ガバナンス関連	18	9	27	33%
決算・配当・財務関連	7	9	16	19%
内部統制・リスクマネジメント・コンプライアンス関連	4	4	8	10%
人事・指名・報酬・組織変更	15	3	18	22%
その他	3	10	13	16%
合計	47	35	82	100%

取締役・監査役の選任に関する方針

KOITOでは、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選任する方針としています。

この方針に基づき、指名委員会による原案の審議・決定を踏まえ、取締役会において取締役候補者を決定しています。指名委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役候補者の指名に対する客観性や透明性の確保を図るため、独立社外取締役3名、社内取締役2名で構成されています。

KOITOの取締役は、各事業の経営に精通しており、社外取締役も含め、その知識・経験・能力は多様性があり、バランスが取れた構成と考えています。

監査役については、優れた人格並びに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる識見と高い倫理観を有している人材を監査役候補者として選任する方針としています。

取締役の専門性と経験

		企業経営	営業・調達	技術・研究	生産・品質・安全環境	海外事業	財務・会計	経営企画・法務・人事
代表取締役会長 兼 CEO	大 嶽 昌 宏	○	○			○	○	○
代表取締役社長 兼 COO	加 藤 充 明	○	○			○		
代表取締役副社長	有 馬 健 司	○	○	○	○	○		
代表取締役副社長	内 山 正 巳	○			○			○
専務取締役	小長谷 秀 治	○	○			○	○	
専務取締役	草 川 克 之	○		○		○		○
社外取締役	上 原 治 也	○				○	○	
社外取締役	櫻 井 欣 吾						○	
社外取締役	五十嵐 チ カ							○

※上記一覧表は、取締役が有するすべての知見を表すものではありません。

社外取締役及び社外監査役

KOITOは、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所の独立役員制度における独立性基準に従い、独立性の要件を満たしている方を社外取締役として選任する方針としています。

社外役員については、企業経営に関する豊富な知識・経験、もしくは法律や財務等に関する専門的知見を持つ者を候補者とし、同じく株主総会にて選任の決議をいただいています。

監査の状況

KOITOでは、独立した組織である内部監査室が、年間の監査計画に基づき、社内各部署及び子会社に対して、財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する監査に加え、業務の適法性、妥当性についての監査を行い、各部署及び子会社が必要な改善を実施することで、内部統制の向上を図っています。また、内部監査室は取締役、監査役に監査結果を報告するとともに、監査役及び会計監査人と、監査の状況について情報交換等を行い、相互連携を図っています。

監査役は取締役会に出席、意見陳述するほか、各監査役がそれぞれの立場に応じてその専門分野の知識や経験等を活かし、取締役の職務の執行状況並びに会社の意思決定の妥当性・適正性等を監査しています。また、監査役自らが実施する往査、管理部門へのヒアリング等に加え、会計監査人・内部監査部門の行う監査に立ち会うとともに、社外取締役を含む関係者等と適宜情報交換を行って連携を保ち、監査の実効性を高めるよう努めています。

取締役会の実効性評価

取締役会の実効性評価のため、年1回アンケートを実施しており、その結果をもとに、取締役会の自己評価を行っています。取締役会の実効性について分析・評価した結果の概要は、次の通りです。

1. 取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程に基づき重要案件を適時・適切に審議しています。
2. 事業年度の開始前に年間開催スケジュールを社外を含めた取締役及び監査役へ通知、出席しやすい日程とされており、活発な議論を行い、経営課題について十分な検討がなされるよう、審議事項、報告事項の選定と資料の内容が検討されています。
3. 取締役会では、管理・営業・技術・生産部門等のさまざまな事業部門の経験を持つ取締役に加え、企業経営に関する豊富な知識・経験、もしくは法律や財務等に関する専門的知見を持つ社外役員から助言・提言等をいただき、多角的な視点から経営課題について十分な審議時間を確保し、議論しています。

また、自己評価の結果、常務会に上程している内容や業界・最新技術動向に関する事項を報告事項に追加するなど、社外役員の意見を反映した取締役会運営を進めています。

今後、経営に関する最高意思決定機関としての機能強化、経営判断の迅速化等について改善を図り、取締役会の実効性を高めていきます。

役員報酬

取締役の報酬等については、2019年6月27日開催の第119回定時株主総会において、年額15億円以内として承認されています。また、2015年6月26日開催の第115回定時株主総会において、上記、取締役の報酬等の額とは別枠として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円以内として承認されています。

取締役の報酬は、月毎に支払う固定報酬及び業績連動報酬からなる報酬制度を導入しており、その割合を含め役員報酬に関する社内基準に基づき、会社業績、株主配当水準、他社の報酬水準、従業員の給与水準といった要素に加え、取締役の経営能力、功績、貢献度等を総合的に勘案し決定しています。

固定報酬につきましては、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、その基本となる額を設定し、役職別に上限額と下限額、役職格差、役職内年次差等を設定し、報酬額を算出しています。

業績連動報酬につきましては、各事業年度における売上高・利益等の業績評価、取締役各人の貢献度等を指標として目標・実績も含め総合的に勘案することが重要であると考え、評価、決定しています。

株式報酬型ストックオプションにつきましては、株主と企業経営者は、株価上昇のメリット、あるいは下落のリスクを共有し、企業経営者の中長期的業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とします。その割当数は各取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準とし、取締役の地位を喪失した時点以降、行使できるものとしています。

報酬等を決定するに当たっての方針、及び取締役個々の報酬を決定するに当たっての方針等は、取締役会から報酬委員会に諮問しています。

報酬委員会の審議・決定を踏まえ、取締役会の授権に基づき、取締役個々の報酬につきましては、代表取締役の協議により決定しています。報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役等の報酬決定手続き等に対する客観性や透明性の確保を図るため、社内取締役2名、独立社外取締役3名で構成されています。なお、社外取締役については、固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給していません。

監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しています。固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給していません。

区 分	対象となる役員の員数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役	15名	786百万円	349百万円	1,136百万円
監査役	5名	103百万円	—	103百万円
合 計	20名	890百万円	349百万円	1,239百万円

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでいます。
2. 上記のうち、社外役員(社外取締役及び社外監査役)に対する報酬等の総額は、4名55百万円(固定報酬のみ)です。
3. 上記のほか、当社は、2012年6月28日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議、本決議に基づき、退任取締役1名に対し63百万円の役員退職慰労金を支給しています。
支給金額には過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役1名40百万円が含まれています。
4. 上記のほか、社外監査役1名は、当社の子会社であるコイト保険サービス株式会社より同社の役員報酬として0百万円の支給を受けています。
5. 業績連動報酬については、会社の経営活動全般の結果を反映する経常利益を指標とし、当該指標の対前期比増減等を勘案して算定しています。

